

これまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が
収容された可能性が指摘された埋葬地

(1) 令和元年7月において相手国との協議に向けた検討を行っていた埋葬地

- 【A】 DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、更にDNAから見た日本人である可能性の確認に至っている事例(1埋葬地)
- 【B】 DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、DNAから見た日本人である可能性の確認には至っていない事例(4埋葬地)

(2) DNA鑑定人会議発足(平成16年)以後全ての議事録を今般精査し、
鑑定人から指摘がなされていたことを確認した埋葬地

- 【C】 前述の5埋葬地の事例の他に、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されていた事例(4埋葬地)

※ 4埋葬地とも平成23年度(厚生労働省が、戦没者遺骨の所属集団の特定の必要が生じた際にDNA分析を参考資料として初めて用いた年)以前の事例

(1)－1 令和元年7月において相手国との協議に向けた検討を行っていた埋葬地

【A】 DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が收容された可能性が指摘された埋葬地であって、更にDNAから見た日本人である可能性の確認に至っている事例

收容埋葬地	ザバイカル地方 第24收容所第13支部
收容時期	平成26年8月
日本への送還許可	遺骨移送許可書 (現地政府発行)
收容柱数	16柱(検体が採取できたのは16柱すべて)
日本人である蓋然性が 高いと考えた根拠	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言
遺留品等	なし
骨の形質の鑑定	ロシア側の鑑定人が実施 (遺骨鑑定書あり)
DNA鑑定機関への鑑定依頼日	平成28年3月
DNA鑑定の遺族呼びかけ時期	平成29年3月
身元特定数(遺族のDNAとの照合の結果、身元が判明したケース)	なし
日本人でない遺骨が收容された可能性が指摘された時期	平成30年6月(※1)
DNAから見た日本人である可能性の確認の結果が報告された時期	平成30年8月(※2)

※1 平成30年6月のDNA鑑定人会議において、遺族のDNAと照合を行う過程で、鑑定人の一人から、日本人の遺骨ではない可能性が指摘され、協議の結果、同鑑定人が、DNAから見た日本人である可能性の確認を行うこととなった。

※2 平成30年8月のDNA鑑定人会議において、DNAから見た日本人である可能性の確認を行った結果として、16柱全てについて「日本人の遺骨ではない」、または、「日本人の遺骨ではない可能性が高い」と報告された。

注) 鑑定人がロシアとの協議のために必要なデータと専門家の評価を記載した鑑定書を現在作成中。

(1)－2 令和元年7月において相手国との協議に向けた検討を行っていた埋葬地

【B】 DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、DNAから見た日本人である可能性の確認には至っていない事例(4埋葬地)

収容埋葬地	①ケメロボ州 第526収容所第6支部	②クラスノヤルスク地方 第34収容所第8支部－1	③イルクーツク州 第7収容所第8部隊－2／第7収容所第9部隊／第7収容所第10部隊	④ハバロフスク地方 第2収容所第5支部付属 中央病院墓地
収容時期	平成25年9月	平成18年8月	平成12年7月 (現地調査は19年6月まで継続)	平成18年7月～22年7月
日本への送還許可	遺骨移送許可書 (現地政府発行)	遺骨移送許可書 (現地政府発行)	遺骨移送許可書 (現地政府発行)	遺骨移送許可書 (現地政府発行)
収容柱数	2柱(検体が採取できたのは2柱すべて)	60柱(検体が採取できたのは45柱)	90柱(検体が採取できたのは72柱。ただし2柱は鑑定に適さず。)	135柱(検体が採取できたのは128柱)
日本人である蓋然性が高いと考えた根拠	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言
遺留品等	なし	なし	なし	なし
骨の形質の鑑定	ロシア側の鑑定人が実施 (遺骨鑑定書あり)	ロシア側の鑑定人が実施(遺骨鑑定書あり)	なし(平成12年当時、作業要領上規定なし)	ロシア側の鑑定人が実施(遺骨鑑定書あり)
DNA鑑定機関への鑑定依頼日	平成28年2月	平成20年12月	平成28年3月	平成23年4月
DNA鑑定の遺族呼びかけ時期(※1)	平成29年3月	平成19年10月(※1)	平成29年3月	平成23年6月
身元特定数(遺族のDNAとの照合の結果、身元が判明したケース)	なし	なし	なし	なし
日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された時期	平成31年3月	平成30年3月	平成29年12月	平成24年6月
DNAから見た日本人である可能性の確認を行う遺骨の数(※2)	2柱	45柱	70柱	128柱

※1 当時は、どの程度DNA鑑定の申込があるかがわからなかったため、遺族にDNA鑑定を呼びかけて申込があった場合に、DNA鑑定機関に遺骨からのDNAの抽出等を依頼していた。

※2 検体が採取できた遺骨の数(鑑定に適さなかったものを除く。)から身元特定数を引いた数

(2) DNA鑑定人会議発足(平成16年)以後全ての議事録を今般精査し、鑑定人から指摘がなされていたことを確認した埋葬地

【C】 前述の5埋葬地の事例の他に、日本人でない遺骨が收容された可能性が指摘されていた事例(4埋葬地)

收容埋葬地	①ハバロフスク地方 第2收容所・第3支部 マンガクト駅地区	②ハバロフスク地方 第3475特別野戦病院ヴァニノ地区	③イルクーツク州 第7收容所第22支部	④タンボフ州 第2022特別軍病院モルシヤンスク市 ／コチェトフカ村墓地
收容時期	平成12年7月～15年7月	平成11年7月	平成12年7月	平成14年5月
日本への送還許可	遺骨移送許可書(現地政府発行)	遺骨移送許可書(現地政府発行)	遺骨移送許可書(現地政府発行)	遺骨移送許可書(現地政府発行)
收容柱数	98柱(検体が採取できたのは96柱)	126柱(検体が採取できたのは126柱全て)	74柱(検体が採取できたのは74柱全て)	57柱(検体が採取できたのは57柱全て)
日本人である蓋然性が高いと考えた根拠	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言	・埋葬地資料 ・現地調査で得られた証言
遺留品等	・治療痕(金歯、銀歯)のある遺骨を收容	・遺留品(襟章、印鑑) ・治療痕(金歯、銀歯)のある遺骨を收容	なし	・遺留品(認識票、階級章) ・治療痕(金歯)のある遺骨を收容
骨の形質の鑑定	なし(当時、作業要領上規定なし)	なし(当時、作業要領上規定なし)	なし(当時、作業要領上規定なし)	あり(当時、作業要領上の規定はなかったが、ヨーロッパ人死亡者も埋葬されている埋葬地のため、ロシア側が鑑定人を派遣)
DNA鑑定機関への鑑定依頼日	平成20年3月	平成18年5月	平成17年12月	平成17年1月
DNA鑑定の遺族呼びかけ時期(※1)	平成16年12月	平成15年6月	平成15年6月	平成15年6月
身元特定数(遺族のDNAとの照合の結果、身元が判明したケース)	2柱	1柱(但し、遺留品により身元判明したもの)	なし	14柱
日本人でない遺骨が收容された可能性が指摘された時期	平成21年2月	平成19年4月	平成18年3月	平成17年5月
DNAから見た日本人である可能性の確認を行う遺骨の数(※2)	94柱	125柱	74柱	43柱

※1 当時は、どの程度DNA鑑定の申込があるかがわからなかったため、遺族にDNA鑑定を呼びかけて申込があった場合に、DNA鑑定機関に遺骨からのDNAの抽出等を依頼していた。

※2 検体が採取できた遺骨の数から身元特定数を引いた数